【第１号様式】(添書不要)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年　　月　　日

**質　問　書**

会社名：

担当者：

連絡先 （電　話）

（ＦＡＸ）

（メール）

『福島イノベーション・コースト構想　交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「イノベ地域内の拠点等を活用したイベントの開催」』に係る公募型プロポーザルについて、次の項目を質問します。

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項 | 内　　容 |
|  |  |

・質問書は、令和６年４月２２日（月）までにメールまたはFAXにてご提出をお願いいたします。

メール：[kouryuu-sokushin@fipo.or.jp](mailto:kouryuu-sokushin@fipo.or.jp)　FAX：024-581-6898

・送信後は、電話にて着信確認をお願いいたします。

連絡先（交流促進課　鈴木・古関）：024-581-6893

＊電話受付時間は、月曜日から金曜日の9:00～17:00とさせていただきます。

【第２号様式】(添書不要)

令和６年　　月　　日

**福島イノベーション・コースト構想　交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「イノベ地域内の拠点等を活用したイベントの開催」公募型プロポーザル参加表明書**

　公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長　様

（参加申込者）

所在地

法人名

（団体名）

代表者　　　　　　　　　　　 　　　　　印

連絡先（担当者名）

（電話番号）

（電子メール）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長が発注する標記の業務について参加を申し込みます。

なお、募集要項に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを制約します。

記

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

１　次の各号のいずれに該当しない者。

1. 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
3. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に

掲げる者。

２　次に該当しない者。

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

1. 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に

関して不正の行為をしたとき。

1. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立をし、若しくは

不正の利益を得るために連合したとき。

1. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
2. 機構が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合に

おいては、当該機構の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその

受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若し

くは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)の規定による監督又は検査の実施に当たり職

員の職務の執行を妨げたとき。

1. 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
2. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基

づき過大な額で行ったとき。

1. 上記の福島イノベーション・コースト構想　交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「イ

ノベ地域内の拠点等を活用したイベントの開催」業務参加資格等により、本プロポーザルに参加で

きないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として

使用したとき。

３　募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格

制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

４　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者

（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年

法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に

規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

⑴　役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員 又はその支店

若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団 員による不当な行為の防止

等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

⑵　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

⑶　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積

極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

⑸　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

６　福島県税を滞納している者でないこと。

７　消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

・参加表明書は、令和６年４月２６日（金）17:00までに持参または郵送にてご提出をお願いいたし

ます。

住所：〒960-8043　福島県福島市中町１番19号　中町ビル６階

　　＊持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日の9:00～17:00とさせていただきます。

【第３号様式】

**会社概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 会 社 名 |  |
| 代表者の職・氏名 |  |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| ファックス番号 |  |
| ホームページ |  |
| 創業年月日 |  |
| 資 本 金 |  |
| 従業員数 |  |
| 取引銀行 |  |
| 資　　格 |  |
| 加入団体 |  |
| 担当者の所属・職・氏名 |  |
| メールアドレス |  |
| 類似業務の主な実績 |  |

※　必要項目が記載してあれば、既存パンフレット等も可とします。

【第４号様式】

**事　業　実　施　体　制　書**

○　人員予定配置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務内容 | 主担当者氏名 | 従事者数 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  | 人 |
|  |  |  |
|  |  |  |

○　このほかに人員配置があれば業務名と人数を記入してください。

【第５号様式】

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

　理事長　　斎　藤　　　保　様

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

１　私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

（１）　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（２）　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（３）　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（４）　暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（５）　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

（１）　暴力的な要求行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）　風説を流布し、偽計を用いまたは意力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為

３　私は、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構から請求があり次第、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

４　上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日　　　令和６年　　月　　日

実印

住所（または所在地）

社名及び代表者名又は個人事業主の氏名